令和5年　5月　2日

保護者の皆様

練馬区立北町小学校
校 長 瀧 嶋 克 己

5類感染症への移行後の練馬区立学校及び本校の新型コロナウイルス感染症対策について

練馬区教育委員会から、これまでの「練馬区立学校（園）改定版感染予防のガイドライン（第五改定版）」を廃止し、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を参考に、従来の感染症対策の見直しを行い児童が充実した学校生活を送ることができるよう、学校の実状に応じた対応についての通知が本日各校に示されました。

その通知を受けまして本校でも、下記のように進めていきます。

記

《練馬区立学校の対応について》

1　「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」の主な改定の内容およびその留意事項等

【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

○　新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

・　家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
・　適切な換気の確保
・　手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。また、これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること

○　地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

・　「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
・　児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じること

【新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置】

○　児童の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。

○　学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと

《本校の対応について》

1　健康観察表について

宿泊を伴う学習前後等を除き、5月8日から健康観察表の提出は求めません。

2　アクリル板について

図書室や職員室・事務室のアクリル板を撤去します。

3　教室内の消毒について

教室内で児童が手で触る部分を教職員が消毒していましたが終了します。

4　陽性者の報告について

学校連絡メールで行っていた新型コロナウイルス感染の報告は終了します。

（ただし、感染が拡大する可能性が高い場合や学級閉鎖の恐れがある場合等は連絡いたします。）

5　冷水機の使用について

冷水機を使用します。しばらく、停止していた関係で衛生面での確認が取れ次第使用していきます。水筒の持参は、今後もお願いいたします。

※今までの感染症対策について、ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

【問い合わせ先】
練馬区立北町小学校
副校長　上林　靖
電　話　3932-3296